

春監公表第24号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき令和7年9月実施分に係る支出命令等監査の結果（令和7年10月6日付け春監公表第21号）に関し措置を講じた旨の通知があつたため、同項並びに春日市監査基準（令和2年3月監査委員告示第2号）第24条第2項及び同条第4項において準用する前条第3項の規定により当該措置の内容を公表する。

令和7年10月29日

春日市監査委員 松尾英二
同 原克巳

財務監査（支出命令等監査）に関する措置状況報告（令和7年9月実施分）

1 選挙管理委員会事務局（選挙担当）

監査の結果	措置の内容
<p>令和7年5月15日・16日の出張（宮崎市）に係る旅費について、同月20日の精算処理の結果、追加支給（4,000円×2人分）が必要となったものの、当該追加支給がなされていません。</p> <p>財務会計システムで精算処理（追給精算）を行った場合は、別途追加支給に係る支出負担行為兼支出命令を行う必要があります。</p>	<p>前月に指摘を受けていたため9月19日に支出命令処理を実施しておりましたが、添付資料の不足があり精算処理が9月中に完了せず、追給額受領が10月7日となりました。</p>